

国民年金納付実績と今後の収納対策

平成15年度実績

平成15年度は、国民年金特別対策本部を設置し、全省をあげて取り組んできた。

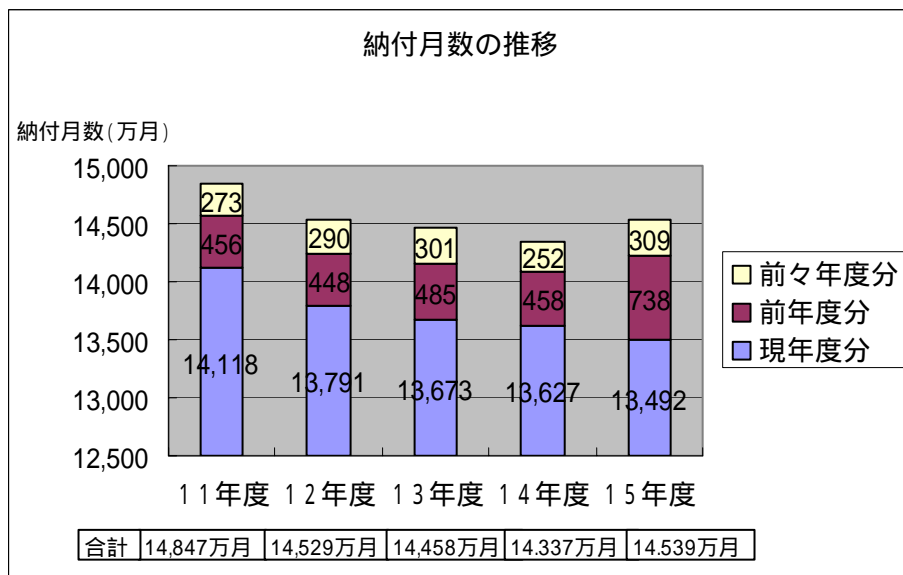
納付率

平成15年度の現年度分にかかる納付率は63.4%であり、前年度比0.6ポイントの増加。過年度分にかかる納付率は4.9%(3.4%+1.5%)であり、前年度比1.3ポイントの増加。その結果、現年度分及び過年度分を合わせた納付率は68.3%となり、前年度比1.9ポイントの増加となった。

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
現年度分	70.9%	62.8%	63.4%
前年度分	2.5%	2.3%	3.4%
前々年度分	1.5%	1.3%	1.5%
計	74.9%	66.4%	68.3%

納付月数

平成15年度中に納付された保険料のうち、現年度にかかる分は、前年度比135万月の減少となったが、過年度分にかかる分は、前年度比337万月の増加となり、過年度分を含む納付月数全体は、前年度を202万月上回った。



納付対象月数

2億1,276万月(前年度比 2.0%)

平成15年度の納付状況の分析

年齢別にみた納付率

若年層の納付率は低調であるものの、平成14年度からの上昇幅は大きい。

年齢階級(歳)	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59
平成15年度納付率(%)	48.6	50.2	54.1	57.2	65.0	69.0	72.6	79.8
前年度比(ポイント)	+1.3	+0.8	+1.2	+0.3	0.1	+0.5	+0.3	+0.4

被保険者属性別にみた納付率

- 平成15年度に納付対象でなくなった者
免除申請の励行等により、経済的に保険料の負担が困難で納付が低調であった者が新たに免除者等となった。このことは、平成15年度の納付率において+1.0ポイントの上昇要因となった。
- 平成14年度、15年度ともに納付対象月数のある者
転職者等、この2年間に1回以上資格喪失・再取得した者等の納付率が大きく改善。このことは、平成15年度の納付率において+0.7ポイントの上昇要因となった。

	2年間引き続き納付対象者	2年間に1回以上資格喪失・再取得した者等
平成15年度納付率(%)	65.5	60.6
前年度比(ポイント)	0.1	+4.0

- 平成15年度に新たに納付対象者となった者
平成15年度に免除等から新たに納付対象となった者や新規資格取得した者の納付率は、なお低調。このことは、平成15年度の納付率においてそれぞれ0.5ポイント、0.4ポイントの下降要因となった。

	平成14年度免除者等のうち平成15年度に納付対象となった者	新規資格取得者
平成15年度納付率(%)	39.8	58.4

地域別にみた納付率

総納付月数(現年度分+過年度分)は、東京、京都、埼玉等で大きく増加。現年度分の納付率は、沖縄、青森、北海道等で大きく改善。過年度分の納付率は、東京、京都、神奈川等で比較的高い。

	現年度分		過年度分		総納付月数の前年度比(%)	現年度分納付率+過年度分納付率	
	納付率(%)	前年度比(ポイント)	納付率(%)	前年度比(ポイント)		(%)	前年度比(ポイント)
1	島根県 76.1	沖縄県 +4.5	東京都 6.3	京都府 +1.9	東京都 +3.8	島根県 80.7	沖縄県 +5.2
2	新潟県 75.7	青森県 +2.9	京都府 6.0	高知県 +1.9	京都府 +3.0	新潟県 79.4	青森県 +3.7
3	長野県 73.8	北海道 +2.5	神奈川県 5.8	熊本県 +1.8	埼玉県 +3.0	福井県 78.1	高知県 +3.7

未納保険料勧奨通知書（催告状）の送付（年6回、1,010万人）
電話による納付督促の実施（340万人）
戸別訪問による納付督促及び収納を実施（510万人）
強制徴収の実施
（最終催告状の送付 9,654人、督促状の送付 394人、差押執行 29人）

今後の収納対策

『国民年金特別対策本部』を厚生労働省に引き続き設置

中長期的な目標（平成19年度の納付率80%）に向けて基本的な収納対策の充実強化

収納対策強化事務局・事務所の指定を増やし、重点的に指導、支援を実施するなど、さらなる収納対策の強化を図る。

基本的な収納対策の充実強化

未納者一人ひとりに対し、催告状、電話、戸別訪問等の納付督促活動を強化
免除制度及び学生納付特例制度等を周知
年金広報の充実及び年金教育を推進
所得情報を活用した15年度を上回る規模の強制徴収の実施

さらなる収納対策強化のための取り組み

- 保険料納付意識の徹底
- ・ 納付額証明書の発行
 - ・ 所得（免除該当）情報を活用した免除等の周知及び勧奨納付しやすい環境づくり等
 - ・ コンビニストア等での保険料収納の周知、未納者への納付状況の通知納付協力組織等の活用
 - ・ 業界団体（商工会、国保組合等）へ保険料収納を委託
 - ・ 町内会長等を特別国民年金推進員に任命し、収納の強化を図る

制度改正等による収納対策

- 口座振替割引制度の導入等による口座振替の推進
若年者に対する納付猶予制度の導入
免除制度の改正
- ・ 多段階免除制度の導入、申請免除の所得基準の見直し、申請免除・学生納付特例の承認期間の遡及

転業転職による制度間での移行が生じた場合の対策等

転業転職による年金制度間での移行の際の対策

未加入者への対策

現
行

企業を退職しても国民年金の届出がない者に、届出用紙を同封した通知を送付（2回）
（平成10年度～）

20歳になっても国民年金に加入していない者に通知（2回）
それでも届出がない場合には職権で国民年金の適用
（平成7年度～）

対
策

【企業退職後の国民年金未届者への職権適用】

該当者に送付している2回の通知後、なお届出のない者に対して、第1号被保険者とみなして職権で種別変更の処理を行い、保険料を徴収する。

（実施時期は平成17年4月を予定。）

【国民年金資格喪失後に厚生年金等の未加入者に対する通知】

資格喪失処理の後、一定の期間を経て（6ヶ月後を想定）届出がない者に対して、通知を行う。

（実施時期は予算措置を伴うことから、平成17年度以降を予定）

退職時に企業から国民年金の加入と保険料納付のお知らせを、また、失業時にハローワークにおいて、国民年金の加入と保険料免除の届出のお知らせの周知・徹底を図る。

（平成16年度実施）

【国民健康保険加入者で国民年金未加入者に対する届出催告】

国民健康保険加入時及び国民健康保険証更新時に、市町村の窓口において、国民年金の加入状況の確認と必要な者に届出指導を行うこと等の協力・連携について検討。

（実施時期は予算措置を伴うことから、平成17年度以降を予定）